

第4次阪南市障がい者基本計画及び 第6期阪南市障がい福祉計画・ 第2期阪南市障がい児福祉計画 概要版

～ 計画の基本理念 ～

だれもが、地域で安全・安心に暮らせる まちづくり

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、障がい者が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会であるとともに、人間としての尊厳や自己決定を尊重され、主体的に社会参加できる環境をつくり上げ、その一員として責任を分担できる“だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり”をめざします。



令和3年3月
阪南市

計画の策定にあたって

- 本市では、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする「第3次阪南市障がい者基本計画」を策定し、障がいの特性、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んできたところです。
- このたび、国、府の動きを踏まえ、本市の障がいのある人に関わる施策の基本方向につき、前計画の基本理念、基本目標を継承しながら、新たな取り組みも加え「第4次阪南市障がい者基本計画」として策定します。
- また、「第5期阪南市障がい福祉計画及び第1期阪南市障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標達成度を検証し、国や府の指針を踏まえて「第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障がい児福祉計画」として、上述の障がい者基本計画とともに一体的に策定します。

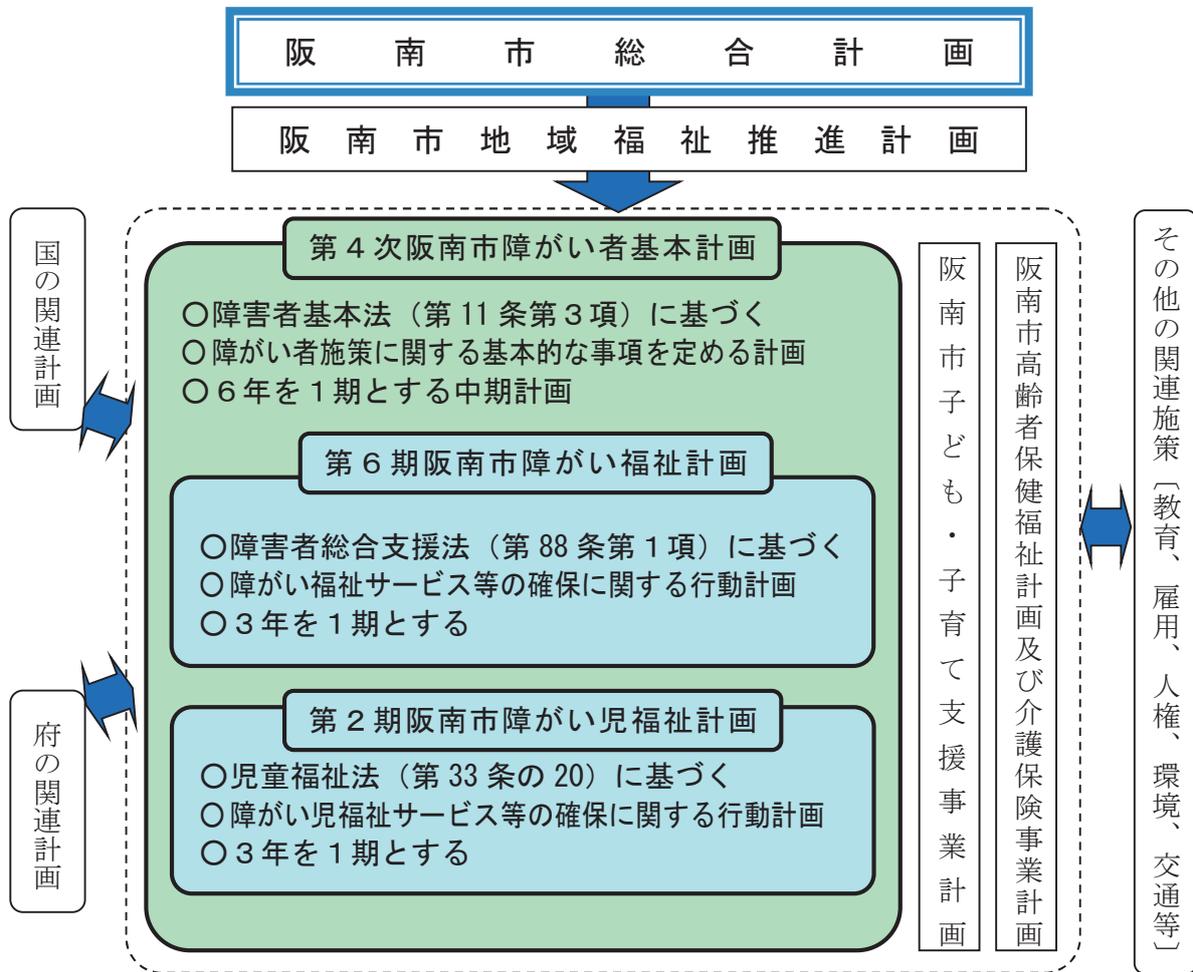
計画期間

- 「第4次阪南市障がい者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定します。
- 「第6期阪南市障がい福祉計画」及び「第2期阪南市障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画です。令和5年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
障がい者 基本計画	第3次(平成27～令和2年)			第4次(令和3～令和8年度)					
障がい 福祉計画	第5期			第6期			第7期		
障がい児 福祉計画	第1期			第2期			第3期		

計画の位置づけ

- 本計画は、本市の最上位計画である「阪南市総合計画」（平成24年～令和3年）、上位計画である「第3期阪南市地域福祉推進計画」（平成29年～令和3年）、他の福祉計画との整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月策定）及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」（令和2年度中に策定）との整合性にも留意しています。



計画の基本理念

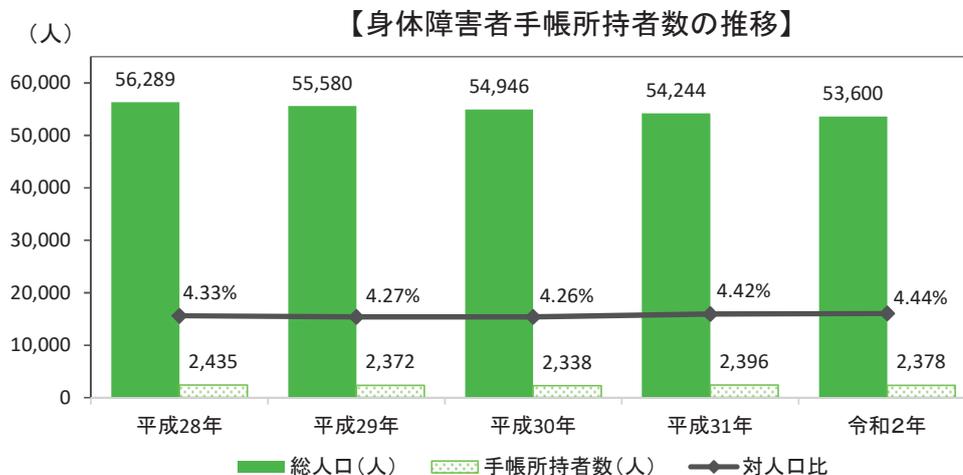
～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

- すべての市民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係を超えて、ともに支え合うことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じて生きていける「地域共生社会」の実現をめざす必要があります。
- 障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを地域の力で進める必要があります。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、障がい者が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会であるとともに、人間としての尊厳や自己決定を尊重され、主体的に社会参加できる環境をつくり上げ、その一員として責任を分担できる“だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり”をめざします。
- 本計画においては、第3次阪南市障がい者基本計画、第5期阪南市障がい福祉計画・第1期阪南市障がい児福祉計画で掲げた基本理念が、今後も本市がめざすべき社会の姿をあらわしていると考え、この基本理念を継承し推進するとともに、障がい者を、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体としてとらえ、自己実現できるよう、地域での支え合いと心の通い合うまちづくりに向けて施策を推進します。
- 障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画共通の基本理念とします。

障がい者・障がい児をとりまく現状

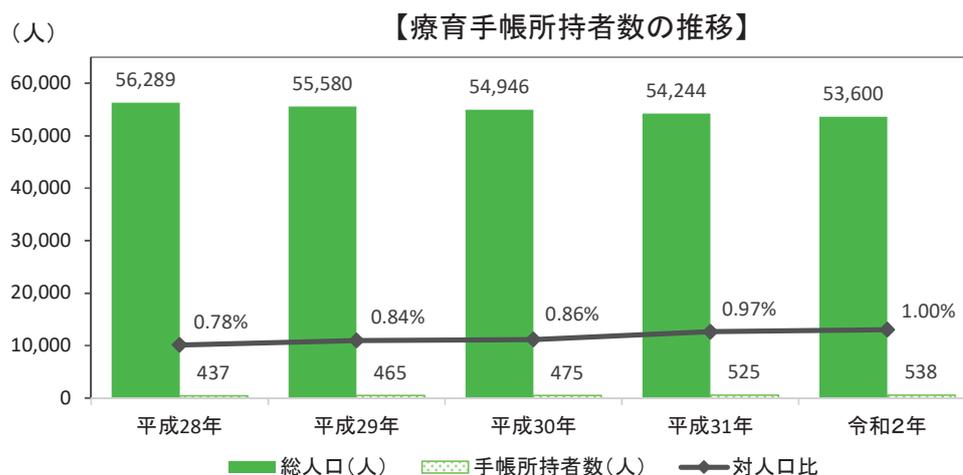
①身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移し、令和2年3月末現在で 2,378人となっています。



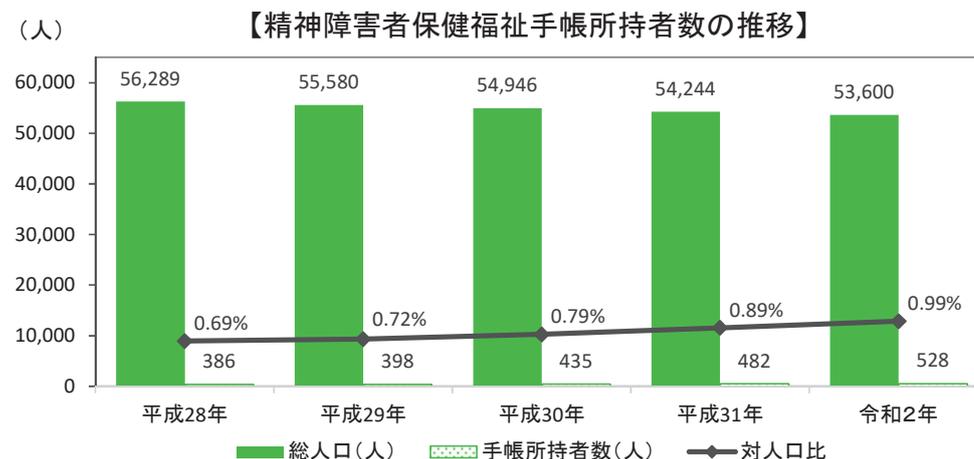
②知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和2年3月末現在で 538人となっています。



③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和2年3月末現在で 528人となっています。



第4次障がい者基本計画の推進方向

基本目標	施策の内容	施策の推進方向
1. 地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援	(1) 相談支援体制の構築	障がい者が身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実します。
	(2) 日常生活を支える支援の充実	個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅での自立した生活を支えていくためのサービス、経済的な保障の充実を図ります。
	(3) 障がい児支援の充実	関係機関・施設などとの連携を図り、障がいを発見した後、早期に身近な地域において、訓練や相談に応じることのできる体制の充実を図ります。
	(4) サービスの質の向上等	障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会において、障がい福祉における課題を公民で共有し、市民参画・公民協働による障がい者施策を推進します。
	(5) 障がい福祉人材の確保	障がい福祉人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに取り組みます。
2. 保健・医療・福祉の連携による支援	(1) 保健・医療の充実等	医療費負担を軽減するとともに、障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるよう体制の充実を図ります。
	(2) 精神保健・医療の提供等	医療費負担を軽減するとともに、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる社会資源の整備に努めます。
	(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	阪南市スマートウエルネスシティ基本計画の理念を踏まえ、元気で生きがいをもって幸せに暮らせる健康づくりを推進するため、健康診査や健康教育、健康相談などの充実を図ります。
	(4) 発達障がい者等に対する支援の充実	各種支援機関における情報連携や当事者及びその家族への効果的な情報発信に努めます。
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の環境整備	(1) 教育環境の整備	全ての子どもが、その年齢及び能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる体制の整備を図ります。
	(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興	障がい者（児）が参加できるスポーツ・レクリエーション活動の情報提供に努めるとともに、身近なところで参加できるよう指導者の確保などを進め、活動の充実に努めます。
4. 雇用・就業の支援	(1) 総合的な就労支援	関係機関が連携し、積極的に障がい者の雇用を促進するとともに、就労継続支援 B 型事業所における工賃の向上に努めます。
5. 障がい者に配慮したまちづくりの推進	(1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい住宅環境や生活環境の整備、建築物等のバリアフリー化を推進します。
6. 多様な手段による情報アクセシビリティの推進	(1) 情報提供の充実等	障がい者が円滑に情報を取得・利用できるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等を推進します。
	(2) コミュニケーション（意思疎通）支援の充実	障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実に努めます。

基本目標	施策の内容	施策の推進方向
7. 安全・安心に暮らすまちづくりの推進	(1) 防災対策の推進	障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、災害時における障がい者に配慮した支援体制の整備を図ります。
	(2) 防犯対策・消費者トラブルの防止の推進	障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防犯対策及び消費者被害からの保護を推進します。
	(3) 感染症対策と障がい者支援	障がい者が感染症予防を行いながら、安心して福祉サービスの利用ができるよう支援します。事業所と連携し、正しい予防知識の普及や対策にかかる支援を行います。
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 理解・交流の促進	障がいの有無によって分け隔てられることなく、啓発や交流活動等を通じて障がいを理由とする差別の解消の推進に努めます。
	(2) 人材育成等	障がいや障がい者について理解があるボランティアの育成や活動の推進に努めます。
	(3) 権利擁護の推進	障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
9. 行政サービス等における配慮	(1) 市窓口や選挙等における配慮	職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため、必要な情報提供を行い、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して選挙等における配慮を行います。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本視点

基本視点 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現できるよう、障がい者（児）が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援が、必要なときに必要なだけ適切に受けられるよう、提供体制の整備を図ります。
- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自ら意思決定できるよう支援し、自己決定を尊重できる社会の実現に向け取り組みます。

基本視点 2 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

- 障がい児・者が住み慣れた地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、本市を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等とし、サービスの充実に取り組みます。

基本視点 3 地域生活への移行や就労支援等の充実及び地域生活支援システムの確立

- 障がい者の自立支援の観点から、福祉施設等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援といった課題に対応した障がい福祉サービス提供体制を整え、地域の社会資源を最大限に活用し、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた精神障がい者の地域生活を地域全体で支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 今後、障がい児・者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えて、相談支援を中心とした支援が必要であり、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化するライフステージの節目を見据えた、中長期的視点に立った相談支援を中心とした継続した支援に努めます。

基本視点 4 障がい者差別の解消等に向けた周知と啓発

- 障がい者の権利擁護等を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、本市においても、この法律に基づき障がい者施策を推進します。
- 障害者差別解消法等の認知度向上に向けた取り組みが喫緊の課題となっていることから、市民に対して、より一層の周知と啓発に取り組めます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

第6期阪南市障がい福祉計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・国・大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、目標設定しました。

	項 目	数 値	考 え 方
基準値	令和元年度末時点の入所者数（A）	35人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	令和5年度末の地域生活移行者数（B）	3人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		8.6%	移行割合（B/A）
目標値	令和5年度末の削減見込数（C）	1人	施設入所者の削減見込数
		2.9%	削減割合（C/A）
目標値	令和5年度末時点の入所者数	34人	令和5年度末時点の施設入所者数

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	項 目	数 値	
基準値	令和元年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数（A）	96人	
目標値	令和5年度末時点の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	
目標値	①令和5年6月末日時点の精神病床における1年以上長期入院患者数（B）	91人以下	
		94.8%（B/A）	
目標値	②長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量（利用者数）（C）	1人	
		1.0%（C/A）	
目標値	令和5年度の精神病床における早期退院率	入院後3か月	69%以上
		入院後6か月	86%以上
		入院後1年	92%以上

- ・精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、事例検討を行うとともに地域整備を図ります。

③地域生活支援拠点等の整備

- ・地域自立支援協議会の地域生活支援拠点部会にて、事例の検討を行い、緊急時の受け入れ・対応の体制などを整備し、地域生活支援拠点等の質を高めるとともに、年1回以上、地域生活支援拠点等の運営状況を検証及び検討し、機能の充実を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行

- ・障がい者を雇用していない企業の意識改革、就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障がい特性やニーズに応じた支援等に取り組み、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていきます。

項目	令和元年度	令和5年度（目標年度）	
	基準値	目標値	伸び率
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	16人	1.45倍
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	6人	9人	1.50倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人	3人	1.50倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人	4人	1.33倍
福祉施設（就労移行支援事業等）を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	-	7割以上	
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	-	7割以上	

⑤就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

項目	工賃額	備考
令和元年度末時点の工賃	17,639円	令和元年度の平均額
【目標値】 令和5年度末時点の工賃	19,826円	個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額の平均値

⑥相談支援体制の充実・強化のための取り組み【新設】

基幹相談支援センターを令和3年度に市直営で設置します。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数	件/年	2	2	2
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	12	12	12

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築【新設】

国・大阪府の基本的な考え方を踏まえて、大阪府が実施する研修に積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築をめざします。

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を事業所等と共有する機会	回/年	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数	回/年	1	1	1

第2期阪南市障がい児福祉計画の成果目標

①児童発達支援センターの整備

項目	目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所整備

- ・障がい児支援の拠点施設として、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しています。今後も各事業の充実を図ります。
- ・実績1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標値	考え方
体制の構築	1箇所	令和5年度末までに利用できる体制を構築

- ・実績2箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所整備

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備

項目	目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所整備

- ・実績各1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

④保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

項目	目標値	考え方
設置箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所設置。医療的ケア児等に関するコーディネーター（福祉関係1名、医療機関1名）を配置。

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、実績1か所で目標値を達成していますが、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置ができていませんので、令和5年度末までに福祉関係1名、医療関係1名のコーディネーターの配置に努めます。

障がい福祉・障がい児支援サービスの利用見込み

1. 訪問系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護	計画値	2,914時間/月	2,914時間/月	2,914時間/月
		158人/月	158人/月	158人/月
② 重度訪問介護	計画値	74時間/月	74時間/月	74時間/月
		1人/月	1人/月	1人/月
③ 同行援護	計画値	827時間/月	827時間/月	827時間/月
		26人/月	26人/月	26人/月
④ 行動援護	計画値	590時間/月	676時間/月	761時間/月
		12人/月	13人/月	14人/月
⑤ 重度障がい者等包括支援	計画値	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
⑥ 短期入所	計画値	297人日分/月	297人日分/月	297人日分/月
		43人/月	44人/月	45人/月

2. 日中活動系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護	計画値	1,959人日分／月	2,012人日分／月	2,065人日分／月
		119人／月	125人／月	131人／月
② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	計画値	223人日分／月	243人日分／月	263人日分／月
		18人／月	20人／月	22人／月
③ 就労移行支援	計画値	392人日分／月	392人日分／月	392人日分／月
		24人／月	24人／月	24人／月
④ 就労継続支援 (A型)	計画値	566人日分／月	566人日分／月	566人日分／月
		32人／月	32人／月	32人／月
⑤ 就労継続支援 (B型)	計画値	3,533人日分／月	3,691人日分／月	3,866人日分／月
		196人／月	205人／月	215人／月
⑥ 就労定着支援	計画値	12人／月	15人／月	17人／月
⑦ 療養介護	計画値	1人／月	1人／月	1人／月

3. 居住系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 共同生活援助 (グループホーム)	計画値	65人／月	70人／月	75人／月
② 施設入所支援	計画値	33人／月	33人／月	33人／月
③ 自立生活援助	計画値	2人／月	2人／月	2人／月

4. 相談支援

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	計画値	131人／月	138人／月	147人／月
② 地域移行支援	計画値	2人／月	2人／月	2人／月
③ 地域定着支援	計画値	2人／月	2人／月	2人／月

5. 障がい児支援サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援	計画値	465人日分／月	465人日分／月	465人日分／月
		66人／月	66人／月	66人／月
② 医療型児童発達支援	計画値	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月
		0人／月	0人／月	0人／月
③ 放課後等デイサービス	計画値	1,655人日分／月	1,869人日分／月	2,086人日分／月
		236人／月	267人／月	298人／月
④ 保育所等訪問支援	計画値	40人日分／月	48人日分／月	56人日分／月
		20人／月	24人／月	28人／月
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	計画値	4人日分／月	4人日分／月	4人日分／月
		2人／月	2人／月	2人／月
⑥ 障がい児相談支援	計画値	18人／月	18人／月	18人／月

地域生活支援事業の見込み

1. 必須事業

●相談支援事業等

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

●意思疎通支援事業

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	計画値	74 件/年 147 時間/年	74 件/年 147 時間/年	74 件/年 147 時間/年
要約筆記者派遣事業		1 件/年 2 時間/年	1 件/年 2 時間/年	1 件/年 2 時間/年
手話通訳者設置事業		1 人/年	1 人/年	1 人/年
手話奉仕員養成研修事業		13 人/年	13 人/年	13 人/年

●日常生活用具給付等事業

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	計画値 (年間の 給付件数)	9 件/年	10 件/年	11 件/年
自立生活支援用具		15 件/年	15 件/年	15 件/年
在宅療養等支援用具		11 件/年	11 件/年	11 件/年
情報・意思疎通支援用具		14 件/年	15 件/年	16 件/年
排泄管理支援用具		1,417 件/年	1,425 件/年	1,433 件/年
住宅改修		1 件/年	1 件/年	1 件/年

●移動支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間の総利用時間数	計画値	16,099 時間/年	16,099 時間/年	16,099 時間/年
年間の利用実人数		133 人/年	133 人/年	133 人/年

●地域活動支援センター事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	計画値	1箇所 55人/年	1箇所 57人/年	1箇所 59人/年
機能強化事業		1箇所	1箇所	1箇所

2. 任意事業

●日中一時支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	計画値	8箇所	8箇所	8箇所
年間の総利用日数		2,855日/年	2,855日/年	2,855日/年
年間の派遣件数(人/年)		46人/年	46人/年	46人/年

計画の推進・管理体制

計画の推進

1. 計画の進捗管理

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「阪南市障害者施策推進協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。なお、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

2. 国・府・近隣自治体との連携強化

障がい者施策が変化中、今後、施策を取り巻く制度改正を国・大阪府との連携によっていち早く情報を収集し、市民に提供するとともに、本市の施策に反映していきます。また、認定審査会と地域自立支援協議会は広域で取り組んでおり、近隣自治体との連携を強化し、よりよいサービス提供に努めます。

3. 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との連携強化

障がい者福祉を進めるにあたって、行政の果たすべき責任と役割は非常に重要です。しかし、本計画で掲げられている施策や数値目標については、行政の取り組みだけで達成できるものではありません。行政の手の届きにくい部分を補うためには、障がい者一人ひとりの意欲や家族、当事者団体、障がい福祉サービス事業所、市民の皆さんとの協働が必要です。今後も、障がい者を含む市民の皆さんとの協働を図るために、活動の育成・支援と連携強化に努めます。

計画の円滑な推進に向けた取り組み

- 1 地域自立支援協議会を中核にした相談・支援体制の充実・強化
- 2 情報提供体制の充実
- 3 障がい者への理解の促進
- 4 一般就労への移行支援の強化
- 5 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所等の民間活動の育成・支援

第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画

発行：阪南市

編集：阪南市福祉部市民福祉課・阪南市こども未来部こども家庭課

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

(TEL) 072-471-5678 (代表)

(FAX) 072-473-3504